

全国森林計画の素案の概要について

平成20年9月

林 野 庁

目 次

1	全国森林計画の位置づけ	1
2	次期全国森林計画の内容について	2
	(1) 計画期間	2
	(2) 策定のポイント	2
	(3) 主な計画内容	2
	(4) 森林整備・保全の目標	8
	(5) 各計画量	9
	① 伐採立木材積	9
	② 造林面積	9
	③ 林道開設量	10
	④ 保安林の配備	10
	⑤ 治山事業	10
(別紙)	次期全国森林計画の策定に係る今後の予定	11

1 全国森林計画の位置づけ

(1) 全国森林計画の趣旨

全国森林計画は、長期にわたる統一的な森林に関する施策の考え方を常に明らかにしておくものであり、農林水産大臣が、森林法第4条の規定に基づき、森林・林業基本計画に即し、5年ごとに15年を1期として、森林整備及び保全の目標、伐採、造林、間伐・保育、保安施設等に関する事項を明らかにする森林に関する資源計画。

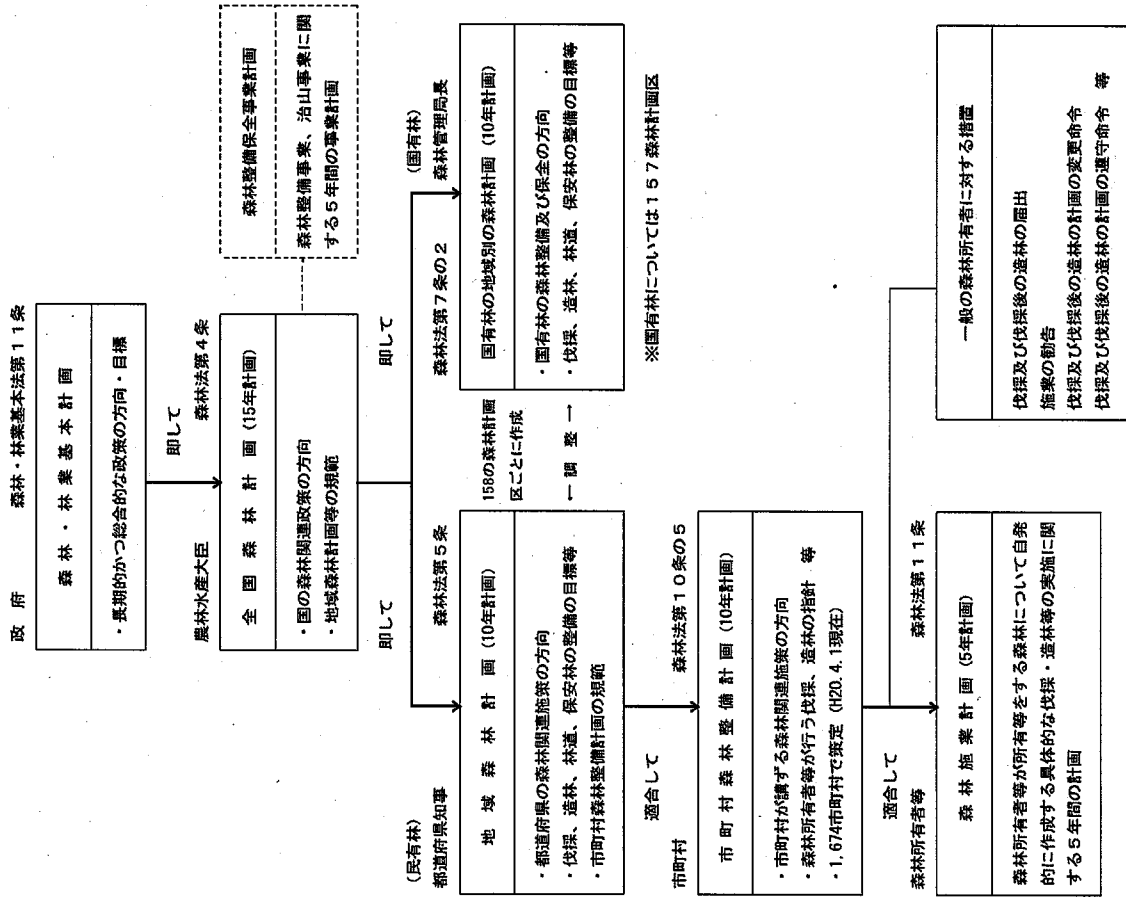
広域的な流域(44流域)ごとに森林整備・保全の目標、伐採立木材積、造林面積、保安施設等の計画量を明示することなどにより、都道府県知事が策定する「地域森林計画」、森林管理局長が策定する「国有林の地域別の森林計画」の規範となる計画。

(2) 策定の時期

現行計画は、平成16年4月1日から平成31年3月31日の15年を計画期間として平成15年10月に閣議決定したものである。

次期計画についても、都道府県知事がたてる地域森林計画及び森林管理局長がたてる国有林の地域別の森林計画並びに市町村長がたてる市町村森林整備計画の始期を翌年4月1日とすることから、必要な作業日程を確保するため、本年10月中には次期計画を策定することが必要。

森林計画制度の体系



2 次期全国森林計画の内容について

(1) 計画期間

平成21年4月1日から平成36年3月31日の15年間（現行計画は平成16年4月1日から平成31年3月31日）

(2) 策定のポイント

- ① 平成18年に策定された森林・林業基本計画に即し全国森林計画の一部変更を行っており、今回の樹立に当たっては、基本的に現行計画を踏襲することとし、現行計画の変更以降に生じた森林・林業を巡る状況の変化を踏まえ、計画内容の追加等を行う。
- ② 目標数値及び計画数量については、森林・林業基本計画に示されている目標等の考え方を基本とし、第1約束期間内の森林吸収量目標である1,300万炭素トン確保のために必要な間伐等を推進するなど、森林資源現況（平成19年3月31日現在）に基づき、新たな計画期間に見合う量を計上する。

(3) 主な計画内容

別表のとおり。

(別表) 主な計画内容

計画事項	主な計画内容
<p>(まえがき)</p>	<p>○最近の我が国の森林・林業を取り巻く状況や課題とそれに対する基本的な考え方を総論的に記述。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・森林の有する多面的機能に対する国民の期待が高まる中で、持続可能な森林経営の一層の推進に努めることが重要な課題。 ・国内森林資源の量的な充実、世界的な木材需要の増大、森林の劣化が進む中で、今後、間伐等による適切な整備・保全と国産材の利用拡大を通じて林業の再生を図っていく重要な時期を迎えているところ。 ・このためには、若齢の人工林の間伐に加え、高齢級の人工林についても、コストを抑えた択伐や間伐といった抜き伐りの適切な実施、立地条件や国民ニーズに応じた長伐期化や育成複層林への誘導を計画的に実施すること等が必要。 ・また、重視すべき機能に応じた森林資源の整備及び保全の推進を図ることが必要であり、このときすべての森林には多種多様な動植物や土壌生物が生息・生育しており、生物多様性の保全に十分留意することが必要。 ・京都議定書の第1約束期間(2008年～2012年)に入り、森林吸収量目標の1,300万炭素トン確保するための間伐等の着実な実施を「美しい森林づくり推進国民運動」の展開等を通じて一層推進。 ・こうした森林整備の展開に当たっては、<u>施業の集約化、路網と高性能林業機械の組合せによる低コスト作業システムの普及及び定着、製材・加工の大規模化等の生産・流通・加工段階における条件整備に積極的に取り組むことが必要。</u>
<p>I 森林の整備及び保全の目標</p>	<p>その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項</p>
<p>1 森林の整備及び保全の基本的な考え方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、<u>生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化にも考慮しつつ、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林の維持造成を推進。</u>また、<u>森林の整備及び保全に当たって、森林資源のモニタリング等により森林資源の状況を的確に把握。</u>

計画事項	主 な 計 画 内 容
<p>2 森林整備及び保全の目標</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 具体的には、「流域」を基本的な単位として、重視すべき森林の機能に応じた森林の整備及び保全を行う観点から、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」に区分し、育成単層林における間伐等の積極的な推進、人為と天然力の適切な組合せによる育成複層林の計画的な整備、天然生林の確かな保全・管理に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止対策、野生鳥獣被害の防止対策、<u>花粉発生源対策の推進等により多様な森林資源の整備・保全を推進。</u> ・ また、<u>農山村振興にも資する林道の整備を推進し、効率的な作業システムの普及・定着や、施業の集約化を推進。</u> ・ 森林の整備及び保全の推進に当たっては、計画期間内(H21.4.1～H36.3.31)において到達し、かつ、保持すべき森林の状態について、44の広域流域毎に設定。 ・ また、各広域流域の自然的、社会経済的な特質等を踏まえ、多様な森林の整備・保全を計画的に推進する上で、特に留意すべき事項を示す中で、<u>間伐等の適切な実施や確実な更新による健全な森林の育成、花粉発生源対策等を推進。</u>
<p>II 森林の立木竹の伐採、造林並びに間伐及び保育に関する事項</p> <p>1 施業に関する基本的事項</p> <p>2 重視すべき機能に応じた森林の区分毎の施業に関する特記事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>育成単層林施業、育成複層林施業、天然生林施業毎の伐採、造林、保育及び間伐等の施業方法に関する基準により森林施業等を実施。</u> この中で、育成単層林施業の伐採跡地については、<u>裸地状態の早急な解消のため、気候、土壌等の自然的条件に適合した樹種の植栽に加え、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地を早急に解消。</u> ・ 「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の区分毎の施業に関する特記事項として、「資源の循環利用林」について、<u>森林施業の集約化及び団地化や機械化を通じた効率的な森林施業を推進。</u> 具体的には、<u>持続的・安定的に木材等の生産ができるよう、高い成長率を有する単層状態の森林や、帯状・群状の抜き伐り等により多様な立木が存する複層状態の森林を造成。</u>

計画事項	主 な 計 画 内 容
3 伐採立木材積及び造林面積に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> 伐採立木材積及び造林面積について、Iの基本的な考え方及び目標に即して、機能に応じた適切な施業を推進するため、15年間の計画量を44の広域流域毎に計上。
Ⅱ 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	
1 公益的機能別施業森林の設定の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 森林の有する公益的機能の維持増進を図るための森林施業を積極的かつ計画的に実施することが必要かつ適切と見込まれる森林について、「水土保全林」及び「森林と人との共生林」に区分。
2 公益的機能別施業森林に関する事項	<p>(水土保全林)</p> <ul style="list-style-type: none"> 水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を図るとともに、<u>生物多様性の保全に資するため</u>、高年齢の森林への誘導や伐採に伴い発生する裸地の縮小や分散を基本とする森林施業を推進。 具体的には、立地条件に応じた育成複層林施業の計画的な推進のほか、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1カ所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散、伐採林齢の長期化等を推進。また、立地条件や国民のニーズに応じ広葉樹の導入による針広混交林化を推進。 <p>(森林と人との共生林)</p> <ul style="list-style-type: none"> 生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進。 具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林について、天然力の活用を基本とした天然生林施業の実施、森林と人とのふれあいや自発的な森林づくり活動を通じた環境教育等の場、野生鳥獣との共存の場等として利用される森林について、森林構成の多様化や景観の向上に配慮した天然生林施業や、郷土樹種との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する美的景観の確保、景観維持のための育成単層林施業等を推進。
3 伐採の方法及び造林の方法を特定する森林	<ul style="list-style-type: none"> 公益的機能別施業森林のうち、保安林等を除いた森林であって、国土の保全、自然環境の保全・形成等の公益的機能を維持増進するために特に伐採の方法又は造林の方法を定める必要のある森林がある場合に、市町村森林整備計画又は国有林の地域別の森林計画において箇所毎に定めるための基準を明示。

計画事項	主 な 計 画 内 容
IV 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	
1 林道の開設に関する計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び森林施業の効率的な実施に必要な林道の計画的な整備について、重視すべき機能毎の基本的な考え方と林道開設量を明示。 ・ 林道開設量について、Iの基本的な考え方及び目標に即して、15年間の必要量を44の広域流域毎に計上。
2 搬出の方法を特定する森林	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に林産物の搬出の方法を定めなければ土砂の流出又は崩壊を引き起こすおそれがあり、森林の更新又は森林の土地の保全に留意すべき森林について、搬出の方法を特定。
V 森林施業の合理化に関する事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 森林施業の合理化については、森林施業の共同化、林業従事者の養成確保、林業機械化の促進、流通・加工体制の整備に関する事項を定め、地域の実情に即して計画的かつ総合的に推進。 ・ 間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、<u>境界の整備など森林管理の適正化を推進。</u>
VI 森林の土地の保全に関する事項	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 土地の形質の変更に当たって適正な保全と利用との調整等や、土石の切取、盛土等を行う場合の自然的条件、地域の土地利用等を総合的に勘案した実施地区の選定等を適切に実施。
VII 保安施設に関する事項	
1 保安林の配備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 流域における森林に関する自然的条件や社会的要請、保安林の配備状況を踏まえ、保安林として指定する必要がある森林について、保安林の配備を計画的に推進。 ・ 水源かん養保安林、土砂流出防備保安林等保安林として管理すべき面積について、Iの基本的な考え方及び目標に即して44の広域流域毎に計上。

計画事項	主な計画内容
<p>2 特定保安林の整備</p> <p>3 治山事業</p> <p>4 その他必要な事項</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・指定の目的に即して機能していないと認められる保安林であって、一定の要件を満たす森林について、特定保安林の指定及び間伐等の施策を計画的に推進し、目的に即した機能を確保。 ・国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図るため、緊急かつ計画的な事業の実施を必要とする荒廃地等を対象に、保安林の整備及び治山施設の整備を推進。 ・治山事業により整備及び保全が必要な地区数について、Iの基本的な考え方及び目標に即して44の広域流域毎に計上。 ・保安林の適切な管理を確保するため、地域住民等の協力・参加、保安林台帳の調製等のほか、<u>衛星デジタル画像等を活用し保安林の現況や規制に関連する情報の総合的な管理を推進。</u>
<p>VIII 森林の保健機能の増進に関する事項</p> <p>1 保健機能森林の設定の方針</p> <p>2 保健機能森林の整備の方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・保健文化機能の高い森林について、その保健機能の高度発揮を図るため、地域の実情、利用者の意向等から、森林保健施設の整備が見込まれる森林について設定。 ・保健機能森林の施設については、施設の設置に伴う水源のかん養、国土の保全等の機能の低下を補完するため、自然環境の保全等に配慮しつつ、多様な施策を積極的に実施。

注：下線部は次期計画における主な変更点である。

(4) 森林整備・保全の目標

目標数値については、森林資源現況(平成19年3月末現在)を基準として、森林・林業基本計画に示されている重視すべき森林の機能区分ごとの望ましい森林への誘導の考え方等に従って検討。

- 育成単層林については、傾斜が緩やかで林地生産力が比較的高いもの等は、伐期の長期化を図りつつ、育成単層林として維持する一方で、林地生産力が低く、土壌保全の観点から皆伐を避けるべきもの等については、水源かん養、土砂流出の防止、生物多様性の保全等森林の公益的機能の持続的な発揮を図る観点等から、育成複層林へ積極的に誘導。

- 育成複層林については、引き続き育成複層林として維持。

- 天然生林については、重視すべき機能の発揮のために継続的な更新補助等が必要とするものについては、育成複層林へ誘導。

○全国森林計画の目標数値

(単位：千ha)

区分	現行計画		次期計画	
	現況 (H14.3.31)	計画期末 (H31.3.31)	現況 (H19.3.31)	計画期末 (H36.3.31)
育成単層林	10,344	10,258	10,312	10,213
育成複層林	895	1,519	955	1,593
天然生林	13,882	13,344	13,830	13,291
森林蓄積(m3/ha)	161	203	177	208
林道整備率(%)	49	65	50	64

注：天然生林には、未立木地、竹林等を含む。

(参考) 森林の有する多面的機能の発揮に係る目標(森林・林業基本計画)

(単位：万ha)

区分	平成17年	目標とする森林の状態	
		平成27年	平成37年
育成単層林	1,030	1,030	1,020
育成複層林	90	120	170
天然生林	1,380	1,350	1,320
森林蓄積(m3/ha)	173	196	211

注：面積は10万ha単位で四捨五入したものである。

(5) 各計画量

森林整備・保全の目標の実現を図るため必要な伐採立木材積、造林面積等の計画量を計上。

①伐採立木材積

伐採立木材積については、森林・林業基本計画に即して、針広混交林化や長伐期化を積極的に推進するとともに、充実しつつある人工林の利用拡大に向けて、必要な伐採材積を計上。

また、健全な森林の育成に必要な間伐を着実に実施し、京都議定書の目標達成計画の森林吸収量を確保。このほか、森林の多面的機能の持続的発揮を図る観点から、長伐期化等の推進に向けて高齢級林分の間伐を積極的に推進。

○伐採立木材積に係る計画量

(単位：万m³)

区分	現行計画	次期計画
総数	51,192	62,708
主伐	21,348	22,177
間伐	29,843	40,532

②造林面積

造林面積については、伐採後、人工造林又は天然更新によって速やかに、かつ、適正な更新を図ることにより、造林未済地の発生を抑制。計画の算定に当たっては、主伐材積の算出の基礎とした伐採面積に見合う面積等を計上。

- (i) 具体的には、人工造林面積は、育成単層林造成のため人工林皆伐地での植栽や育成複層林造成のための樹下植栽等に係る面積
- (ii) 天然更新面積は、人工林の択伐による天然木の導入や萌芽更新等に係る面積を計上。

○造林面積に係る計画量

(単位：千ha)

区分	現行計画	次期計画
人工造林	678	700
天然更新	870	871

③林道開設量

林道開設量については、効率的な森林施業及び森林の適正な管理に必要な林道を計画的に整備することとし、伐採立木材積や造林面積の計画量算出の基礎とした施業面積、目標林内路網密度等から算定。なお、路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの普及・定着を図ることとし、育成林内にあつては、林道と作業道の適切な組合せによる林内路網の整備を推進(概ね50m/haを目安)。

④保安林の配備

保安林配備の現状を踏まえ、良質な水の安定供給、山地災害の防止、身近な緑の保全に対する要請の高まり等を勘案し、水源かん養、災害の防備、保健・風致の保存等森林の有する公益的機能の確保のため必要のある森林について、保安林の計画的な指定等を通じた配備を計画。

⑤治山事業

災害に強い地域づくり、水源地域の機能強化、豊かな環境づくりのため、荒廃地や機能の低下した保安林等を対象として、治山事業による整備及び保全が必要な地区数を計上。

○林道開設に係る計画量

(単位：千km)

区分	現行計画	次期計画
林道開設量	38.4	33.7

○保安林の配備に係る計画量

(単位：千ha)

区分	現行計画	次期計画
総数	12,451.0	12,689.1
水源かん養のための保安林	9,267.8	9,555.1
災害防備のための保安林	3,061.7	3,068.9
保健、風致の保存等のための保安林	854.5	856.3

注：保安林面積の総数欄は、2以上の目的を達成するために指定する保安林があるため、内訳の合計に合致しない。

○治山事業に係る計画量

(単位：千地区)

区分	現行計画	次期計画
治山事業施行地区数	31.4	31.1

(別紙)

次期全国森林計画の策定に係る今後の予定

9月8日(本日) 林政審議会(全国森林計画素案の提示・審議)

9月上旬～下旬 パブリックコメントの実施

10月上・中旬頃 林政審議会(全国森林計画の諮問・答申)

10月下旬頃 閣議決定